

堺市自治連合協議会 9 月定例会

1. 依頼案件

(1) 令和3年度共同募金運動及び歳末たすけあい運動へのご協力について
【広報さかい10月号掲載】 (堺市社会福祉協議会)

本年度もコロナ禍の中ではあるものの「つながりをたやさない社会づくり」をめざし、10月1日から全国一斉に第75回共同募金運動が展開されます。
また、12月1日から31日までは「歳末たすけあい運動」を実施いたします。
つきましては、地域の皆さまにおかれましても厳しい状況ではありますが、本年も引き続き共同募金運動及び歳末たすけあい運動に可能な範囲での、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、各自治会の取り組みへのご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

●令和3年度実施計画

- ・スローガン 「地域の福祉、みんなで参加」
- ・実施期間 令和3年10月1日 ~ 令和3年12月31日
共同募金運動重点期間 10月1日~10月31日
歳末たすけあい運動期間 12月1日~12月31日
- ・目標額 (共同募金運動) 堺市・・・51,048,000円

問合せ・・・Tel 232-5420 堺市社会福祉協議会

(2) ICTを活用した、睡眠リズムの見える化によるひとり暮らし高齢者等の見守りに
関する実証プロジェクトの参加者募集に係るポスター掲示依頼について
【広報さかい9月号掲載】 (政策企画部)

このたび堺市では、産学官が連携し、ひとり暮らし高齢者等を対象として睡眠リズムのモニタリングを行い、睡眠レポートの送付や保健師による電話での健康アドバイスを通じて、健康管理や見守りにつなげることを目的とした実証プロジェクトを実施します。
つきましては、市内65歳以上の一人暮らし高齢者等を対象にモニターを募集いたしますので、各自治会掲示板へポスター掲示をご依頼申し上げます。

問合せ・・・Tel 228-7480 先進事業担当

(3) 通学路における交通安全点検の実施について (教育委員会事務局総務部)

本年6月に千葉県八街市におきまして、下校途中の小学生の列にトラックが突入し5人の児童が死傷した事故を受け、令和3年7月9日付で、文部科学省、国土交通省、警察庁の連名で全国の通学路における交通安全の更なる確保について通知が発出され、通学路の合同点検を実施するよう要請がありました。

これを受け、本市におきましては、校区自治会の皆さまのご協力をいただき、本市教育委員会及び関係部局、市内各所轄警察署とで、平成27年に策定しました「堺市通学路交通安全プログラム」に基づいた通学路交通安全点検を実施いたしたく存じます。

皆さまにおかれましては公私ご多用のところ大変恐れ入りますが、今回の通学路交通安全点検へのご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

問合せ・・・Tel 228-7485 学務課

2. 事業説明案件

(1) 台風の発生時期に備えた避難の呼びかけについて

【広報さかい9月号掲載】

(危機管理室)

本市では、今後の台風発生時期に備え、高潮や土砂災害にかかる市の避難の呼びかけについて、整理等を行いましたのでお知らせします。

1. 高潮について

令和2年8月に、大阪府が「想定し得る最大規模の台風」による高潮の浸水想定区域を公表したことを受け、本市では、同年9月に浸水想定エリアを周知させていただきました。このたび、学識等からの意見を参考に、避難のタイミングや避難場所の開設について、整理しました。市民の皆様には、広報さかい9月号および市ホームページで周知を図ってまいります。

2. 土砂災害について

現在、土砂災害の危険がある時は、防災スピーカーやSNS、市ホームページ、戸別避難情報配信システム（事前登録者に電話やメールで通知）等で避難の呼びかけを行っています。

9月1日からは、これらに加え、緊急速報メール（エリアメール）を活用することとし、区域の全ての居住者のほか、通学や通勤など、その区域に一時的に滞在する方にも避難の呼びかけを強化いたします。

ただし、緊急速報メール（エリアメール）は、無意識のうちに一方的に届くことで混乱をきたすことも予測されることから、避難の呼びかけを行う必要がある住戸が多く所在する「南区、中区、東区」に限定し、同システムの運用を行います。

◆メール送信文（例）

件名：高齢者等避難発令

本文：土砂災害の危険性が高まっていることから、●月●日●時●分、市内の一部地区に警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。対象地区の方で、避難に時間がかかる人は、避難してください。【対象地区】●区：(●●地区※対象地区名)

問合せ・・・TEL 228-7605 危機管理室

(2) 困難を抱える女性への支援事業の実施について

【広報さかい9月号掲載】

(男女共同参画推進部)

本市では、次のとおり困難を抱える女性への支援事業を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 目的

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、精神的に不安を抱える女性や経済的に困窮している女性が増加している。また、経済的理由等により生理用品を十分に入手できない「生理の貧困」の問題が注目されている。
- それらの女性を対象とし、相談事業の実施、居場所を提供することで、将来の経済的・精神的な自立を促すことを目的とする。
- 併せて、支援を必要とする方が声をあげにくい「生理の貧困」に対し、生理用品の配布をきっかけに、困難や不安を抱える女性を支援へと繋げることを目的とする。

2. 事業概要

○実施期間

令和3年9月8日（水）～令和4年3月31日（木）

○実施内容 ※詳細は委託事業者の提案により決定

- ・相談事業（令和3年9月27日（月）開始）
電話・面談・メール・SNSによる相談を行う。週7日（年末年始を除く）、9:00～17:30で実施。相談者の希望に応じて訪問での対応や関係機関への同行支援、適切な相談窓口の案内等を行う。
- ・不安を抱えた女性たちの居場所の提供（ピアサポート）（令和3年10月27日（水）開始）
女性同士が経験や感情を共有し、情報を交換し合う場を提供する。
- ・生理用品の配布（令和3年9月8日（水）開始）
相談へのきっかけづくりや生理の貧困への対応として、男女共同参画推進課、男女共同参画センター、男女共同参画交流の広場、区役所、市立小中高等学校、社会福祉協議会等において、生理用品を配布する。

問合せ・・・TEL 228-7408 男女共同参画推進課

3. 協議会案件

・要望書について

前回の役員会で提出することになりました要望書について、市の予算要求に我々の要望を反映していただくためには、10月上旬には提出していく必要がございます。

新型コロナウイルス感染症の影響で私たちの活動に制約がある状況ですが、堺市に対する要望事項は大小様々、皆様あると思います。こういった事情を踏まえ、各区からの要望は別添案のとおり項目に関わらず2つまでにさせていただきたいと思います。締め切りにつきましては、市事務局へ9月14日火曜日までをお願いいたします。

要望内容については、10月役員会で速報としてお示しした後、全体要望書にまとめあげ、市に10月上旬に提出させていただきたいと思いますので、ご協力よろしくをお願いいたします。

4. 事務局連絡

・AEDパッド交換作業時期の延期にかかるお知らせ

校区自治連合会様が設置するAEDの電極パッド交換について、8月中に業者による交換作業を予定しておりましたが、作業時期の延期をお知らせさせていただきます。

総合警備保障株式会社(ALSOK)と契約を締結し、8月中に各校区様へご連絡のうえ、AED電極パッド交換作業を予定しておりましたが、パッドを製造する海外の工場にて、部品の調達の遅れが生じております。

今後の予定といたしましては、9月中に交換業者より各校区様へご連絡をさせていただき、順次パッドの交換作業を実施してまいりたいと存じます。

皆様にはご迷惑をお掛けし誠に申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

・自治会施設賠償責任保険のリーフレットについて

先般、お申込みいただいております「堺市自治会施設賠償責任保険」につきまして、契約保険会社である東京海上日動火災保険より、加入者向けのリーフレットが届きましたので、配付させていただきます。

万が一、事故が起きたときは、事故受付センターである「0120-119-110」にお電話いただくか、裏面に記載されている、東京海上日動パートナーズかんさ

いの担当者までご連絡ください。なお、お問合せの際には、表紙に記載されている証券番号・保険契約者名が必要になりますのでご注意ください。

各校区代表者の皆さまにおかれましては、大変お手数をおかけしますが、加入いただいている各単位自治会長様へご配布いただきますよう、よろしく願いいたします。

問合せ・・・TEL 228-7405 堺市自治連合協議会事務局（市民協働課）

東区マイナンバーカード出張申請受付窓口（要予約）のご案内

開設日時	開設場所
令和3年9月25日（土）～26日（日） 10時～16時45分	ダイエー北野田店 地下1階
令和3年11月16日（火）～17日（水） 10時～16時45分	南八下校区地域会館
令和3年12月7日（火）～8日（水） 10時～16時45分	日置荘校区 日置荘西町東部会館
令和3年12月15日（水）～16日（木） 10時～16時45分	白鷺校区 野尻会館

※申請当日に無料での写真撮影と、マイナンバーカードの交付については直接ご自宅へ郵送させていただきます。

対象者

次のすべての条件を満たす方

- ・堺市に住民登録がある
- ・申請者本人が必要な書類を持参のうえ来場できる（申請者が15歳未満か成年被後見人の場合、法定代理人の同行が必要）
- ・マイナンバーカードを作成したことがない（再交付の申請は不可）

持ち物

- ・本人確認書類2点（運転免許証と健康保険証など）
- ・通知カード（お持ちでない方は写真付きの本人確認書類が必要）

予約方法

電話か市ホームページから

マイナンバーカード普及促進センター

（電話 072-600-0181 FAX 275-5766）へ。

※各開催日の約1ヶ月前から予約開始の予定です。